

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、以下の条件により実施するものです。

令和5年6月5日

支出負担行為担当官

盛岡地方法務局長 齋藤 広安

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 業務名

宮古磯鶏法務省職員宿舎耐震改修工事監理業務

#### (2) 業務内容

本業務は、岩手県宮古市上村二丁目6-16-2の宿舎（CB造2階建延べ面積274㎡）を耐震改修する工事並びにそれに付帯する内外装、建具等建築電気設備及び機械設備改修工事の工事監理業務を行うものである。

#### (3) 履行期限

令和6年2月28日まで

#### (4) 本件入札手続は、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（GEP S）（<https://www.geps.go.jp/>））により行う。

なお、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。

### 2 競争参加資格

#### (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 法務省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（業種区分が建築関係建設コンサルタント業務であるもの）の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 法務省大臣官房施設課長から測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務（以下「建築関係建設コンサルタント業務等」という。）に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不相当であると認めていないこと。
- (6) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 本業務の対象工事である宮古磯鶏法務省職員宿舎耐震改修工事の競争参加資格確認申請書の提出者でないこと及び当該提出者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 管理技術者（※1）及び主たる業務分野（※2）の主任担当技術者（※3）は、申請書提出者の組織に所属していること（申請書の提出日以前に申請書提出者と3か月以上の雇用関係にあること。）。

なお、本業務の主たる業務分野は、建築及び構造とする。

※1 「管理技術者」は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理及び統括等を行う者をいう。

※2 「業務分野」の分類は下表による。

なお、申請者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えない。

ただし、この場合における当該分野の技術者の評価は行わないが、当該分野の主任担当技術者については「記載を求める主任担当技術者」の要件を満たしていなければならない。また、下表の業務分野を分割又は統合して、新たな分野として再設定してはならない。

業務分野	業務内容
建 築	平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項において示される「設計の種類」における「総合」に対応する工事監理
構 造	同上「構造」に対応する工事監理
電気設備	同上「設備」のうち、「電気設備」及び「昇降機等」に対応する工事監理
機械設備	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」及び「空調換気設備」に対応する工事監理

※3 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各業務分野における担当技術者を統括する者をいう。

(10)管理技術者は一級建築士であること。

(11)管理技術者及び各主任担当技術者は、それぞれ1名であること。

(12)管理技術者は、主たる業務分野の主任担当技術者を除き、各業務分野の主任担当技術者を兼任しないこと。また、主任担当技術者についても、他の業務分野の主任担当技術者を兼任しないこと。

(13)管理技術者の手持ち業務は、申請書の提出期間の最終日現在で、携わっている工事監理業務（特定後のもの及び落札後未契約のもの（※）を含む。ただし、設計業務及び設計意図伝達業務は含まない。）が、2件以内であること。

※ 「特定後のもの及び落札後未契約のもの」とは、本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務をいう。

(14)管理技術者、平成24年度以降の同種又は類似業務に携わった経験があること。

(15)管理技術者は、本業務の対象工事に係る設計業務の管理技術者でないこと。

(16)再委託先である協力事務所が法務省大臣官房施設課長から建築関係建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒020-0045

岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号盛岡第2合同庁舎

盛岡地方法務局会計課施設係（担当 高橋、斉藤）

電話 019-624-1145

#### (2) 入札説明書等の入手期間及び入手方法

##### ア 入手期間

令和5年6月5日（月）から同年6月20日（火）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで

##### イ 入手方法

(ア) 入札説明書等は、上記(1)にて交付又は電子調達システムからダウンロードできる。

(イ) 耐震改修工事監理業務委託特記仕様書等については、下記(3)による申請書により競争参加資格を認めたもののみ上記(1)で交付（休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで）するので、必ず入手すること（耐震改修工事監理業務委託特記仕様書等は上記(ア)の方法によっては入手できない。）。

(ウ) 耐震改修工事監理業務委託特記仕様書等について、郵送又は電送による入手申込みは受け付けない。

(エ) 「図面等の交付申請及び機密保持誓約書」の原本及び担当者の名刺は次の(3)の申請書及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間内に上記(1)の場所に持参又は郵送すること。

#### (3) 申請書及び資料の提出期間及び提出方法

##### ア 提出期間

令和5年6月5日（月）から同年6月20日（火）までの休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

##### イ 提出方法

電子調達システム等により提出すること。

なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着)すること。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札

(ア) 入札書の提出期限

令和5年7月26日(水)午後5時まで

(イ) 入札書の提出方法

電子調達システムによる。

なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着)すること。

イ 開札

(ア) 日時

令和5年7月27日(木)午前10時30分

(イ) 場所

〒024-0045

岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号盛岡第2合同庁舎

盛岡第2合同庁舎4階法務局専用会議室又は電子調達システム

4 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本標準時及び単位は計量法(平成4年法律第51号)による。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

納付(保管金の取扱店 日本銀行盛岡代理店(岩手銀行本店))

ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行盛岡代理店(岩手銀行本店))又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 手続における交渉の意図の有無

無

(7) 契約書の作成の要否

要

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 詳細は入札説明書による。